

再公示：次の案件については、2016年10月26日に公示しましたが、契約交渉相手方の選定にいたらなかったため、再公示いたします。

番 号：160840

国 名：パラオ共和国

担当部署：産業開発・公共政策部資源・エネルギーグループ第一チーム

案件名：送配電線網の改善と維持管理のための開発プロジェクト詳細計画策定調査
(環境社会配慮)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：環境社会配慮
- (2) 格 付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間： 2016年12月下旬から2017年2月下旬まで
- (2) 業務M/M： 国内 0.50 M/M、現地 0.53 M/M、合計 1.03 M/M
- (3) 業務日数：準備期間 現地業務期間 整理期間
5日 16日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：12月7日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-80東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着) 提出方法等詳細については JICA ホームページ (> ホーム> JICA について> 調達情報> 公告・公示情報/結果> コンサルタント等契約案件(業務実施契約(単独型))> 業務実施契約(単独型) 公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。

なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年12月27日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点

③語学力

16点

④その他学位、資格等

16点

(計100点)

類似業務	環境社会配慮に係る各種業務
対象国／類似地域	パラオ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

パラオ公共事業公社（以下、PPUC）は、国内の5カ所の発電所を含むすべての送配電設備の管理運用を行っている。発電及び送配電設備の運用は1982年に開始されており、送配電線網の総延長は34.5kVが47マイル（約75キロ）、13.8kVが114マイル（約182キロ）に及ぶ。ピーク時間帯の電力需要は約11～12MWであり、PPUC傘下の発電所の総発電容量は約28MWであるが、一部送電線がジャングルの中を通過しており、地絡事故に至るケースが多発している。またバベルダオブ島コロソ州、チェサール州、アイメリーク州において停電が頻発しており早急な対策が必要である点が喫緊の課題として挙げられている。停電の原因としては、各変電所の老朽化が著しく、かつ定期的な保守点検も実施されていないことによるものに加え、送配電線の樹木接触、保護継電器の保護協調不備、碍子、ブッシング等の絶縁不良などによるものと想定されている。

これらの状況に対応するべく、PPUC は現在送配電設備の改修を計画中であり、幹線道路から外れている送電線と電柱を幹線道路沿いに設置し直すことも検討している。また、近年出力変動が大きい再生可能エネルギーを利用した施設が増加してきており、その観点からも再生可能エネルギー導入可能余力の検証に基づく信頼性の高い送配電システムの構築が喫緊の課題となっている。

かかる背景の下、パラオ政府は我が国に対して再生可能エネルギーの導入を前提とした送配電設備の更新にかかる計画策定及び停電対策を含む送配電ロスの低減にかかる技術協力を要請した。

本詳細計画策定調査では、本プロジェクトの実施に向けて、要請背景・内容の確認、関連情報の収集を行ったうえで、プロジェクトの実施体制及び活動内容について確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書締結を行う予定である。

なお環境社会配慮に関し、本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月版）に掲げる送電セクターの内大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため、カテゴリBに位置付けられる。

7. 業務の内容

本業務従事者は、開発計画調査型技術協力の仕組み及び手続き、並びに「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月版）の内容を十分に把握の上、JICA

担当者等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下（１）～（３）の調査を行う。

現地調査期間中には、JICAパラオ支所及びJICA担当部に中間報告を行う。調査後半ではその結果を踏まえて更なる情報収集や相手国政府との協議を行い、環境社会配慮調査のTOR（案）をまとめ、パラオ側関係機関と合意を形成する。

なお、調査対象地域はパラオ・バベルダオブ島、コロール島及びマラカル島とし、具体的担当事項は、次のとおりとする。また、本団員は、JICA担当者が行う各種取りまとめ業務に協力する。

（１）国内準備期間（2016年12月下旬）

- ① 要請背景・内容を要請書、関連報告書等から把握する。
- ② 担当分野に係る関連資料・情報や我が国含むドナーの協力実績をレビューする。
- ③ 担当分野に係る調査項目の整理と、調査工程・手法の検討を行い、対処方針（案）、パラオ側関係機関への説明資料（案）・質問票（英文）を作成する。
- ④ 対処方針会議等の事前打合せに参加する。

（２）現地派遣期間（2017年1月中旬～2017年2月上旬）

- ① JICAパラオ支所等との打合せに参加し、担当調査事項について説明する。
- ② パラオ国関係機関等との協議及び現地踏査を通じ、担当分野（環境社会配慮）に係る現状把握と課題の整理を行う。想定される調査項目は次のとおりだが、これ以外にも調査すべき項目がある場合にはプロポーザルにて提案する。
 - （ア）パラオ国の社会状況、経済状況、自然状況、貧困状況、少数民族
 - （イ）戦略的環境アセスメント（SEA）、環境影響評価（EIA）、住民移転に関する組織・制度・法律・環境基準等
 - （ウ）景観・伝統文化保全に関する政策・組織・制度・法律・基準等
 - （エ）貧困者・弱者支援に関する政策・組織・制度・法律・基準等
 - （オ）少数民族に関する政策・組織・制度・法律・基準等
 - （カ）対象地域の自然条件データ（気温、降水量等）
 - （キ）対象地域の災害発生状況（水害等）
 - （ク）環境社会配慮、住民移転の手続き及び制度運用状況（工程、所要期間工程、所要期間工程、所要期間工程、所要期間工程、所要期間工程、所要期間費用負担、ステークホルダ協議の実施状況等）
 - （ケ）スクリーニングに必要な情報（ベースラインデータ）
 - （コ）カテゴリ分類に基づく予備的なスコーピング（案）
 - （サ）パラオの環境問題及び今後の送電網整備によって生じる可能性のある環境・社会問題及び留意事項
- ③ パラオ国関係機関に「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月版）の内容を説明し、理解を得る。
- ④ 前工程までの調査結果を踏まえ、担当分野におけるプロジェクトの内容を検討する。想定される具体的な検討項目は以下のとおり。
 - （ア）予備的スコーピングの実施及びプロジェクトにおける環境社会配慮調査のTOR

(案)

(イ) SEAの実施手段（ステークホルダの設定、シナリオの検討方法、プロセス等、伝統文化保全に関する施策も含む）

(ウ) プロジェクトの実施における環境社会配慮上の留意事項（自然環境や住民移転等に留まらず、伝統文化保全、貧困削減、ジェンダー、社会的弱者といった視点からも検討すること）

(エ) プロジェクトの実施における自然条件上の留意事項（防災含む）

⑤ 上記の検討結果を中間報告（和文）案として作成、JICAパラオ支所及びJICA本部監督部署に担当部分の調査内容を説明（中間報告）する。

⑥環境社会配慮調査のTOR（案）について、パラオ側関係機関との現地協議を行い、合意を形成する。

⑦ 担当分野に係る議事録・面談録、及び資料収集リストを作成する。

⑧ 担当分野に係る現地調査結果をJICAパラオ支所等に報告する。

（3）帰国後整理期間（2017年2月上旬～2月中旬）

① 担当分野に係る質問票集計を含む現地調査結果の整理を行う。

② 担当分野に係る本体プロジェクトへの助言（実施手法、規模、留意点等）を行う。

③ 帰国報告会、国内打合せへの参加、担当分野に係る結果報告を行う。

④ 担当分野に係る調査報告書（和文）（案）を作成する。

⑤ 情報公開用の環境社会配慮調査結果（案）（英文）を作成する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

（1）情報公開用の環境社会配慮調査結果（英文）

電子データをもって提出することとする。

（2）担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおりです。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みません（見積書計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ グアム/ソウル⇒ コロール往復を標準とします。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2017年1月17日～2月1日前後を予定しています。

なお、JICAの調査団員は2016年10月11日～10月15日の日程で既に現地調査

を行っており、討議議事録（R/D）について大筋合意をしております。本業務従事者が単独で行う環境社会配慮にかかる現地調査の結果を踏まえ、討議議事録の最終化を行う予定です。

②便宜供与内容

JICAパラオ支所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
パラオ側政府機関とのアポイント取付をJICAが支援します。
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料が、JICA図書館のウェブサイト

(<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

- ・「パラオ共和国 電力供給改善マスタープラン調査ファイナルレポート」
(http://open_jicareport.jica.go.jp/640/640/640_214_11892692.html)

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA パラオ支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同支所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同支所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。なお、現地業務に先立ち「たびレジ」に登録すること。

③不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上